



グラントソントン致同 Japan Desk News Flash

2019 年 第 22 号

今回のテーマ：秋は旅行のシーズン！旅行費用に関する税收政策の特集

9 月 14 日より、23 日間にわたる上海観光祭が始まり、盛り上がりを見せている。多くの企業もこの秋に旅行を企画している事だろう。そこで、今回は旅行費用に関する税收政策を紹介する。

	勘定科目		税目	税收政策
全体の社員旅行	福利厚生費		企業所得税	国税函[2009]3 号規定の福利厚生費用の範囲外であり、当該旅行費用は、収入の取得に直接的な関連性を有する支出ではないため、損金算入は認められない。 企業所得税法第 8 条
	福利厚生費		企業所得税	蘇州地税函[2009]278 号、浙江省国家税務局 2010 年企業所得税確定申告に関する回答より、全体の社員旅行は、仕事からのストレスを解消し、生活の質を向上させる等の積極的な意義がある。そのため、社内旅行の費用は福利厚生費用に計上する。社内旅行の名義で、社員の家族或は社員以外のものの為に発生する旅行費用は、収入の取得に直接的な関連性を有する支出ではないため、損金算入はできない。「中華人民共和国企業所得税法实施条例」第 40 条より、発生する従業員の福利厚生費の支出について、給与賃金総額の 14%を超えない部分は損金算入が認められる。
報奨旅行	社員	給与賃金	個人所得税	社員への奨励としての報奨旅行（実物・有価証券などを含む）において発生した費用は個人所得税の課税対象になる。 そのうち、社員に係る報奨旅行の費用は、その個人の「給与・賃金所得」に加算して個人所得税を源泉徴収しなければならない。社員以外に係る報奨旅行の費用は、その個人の「役務報酬」として個人所得税を源泉徴収しなければならない。 財税〔2004〕11 号
	社員以外	役務報酬	個人所得税	

お見逃しなく

- 全体の社員旅行費用に関する損金算入は地方によって処理が異なる為、管轄税務局にて確認してください。
- 国税函[2009]3 号規定における福利厚生費は、次の通りである。
（一）まだ社会的職能が分離されていない企業が設置した福利部門で発生した設備・施設・人件費。即ち、従業員食堂・浴室・床屋・医療所・託児所・療養所等の集団福利部門の設備・施設及び維持補修費用と福利部門の従業員の賃金給与・社会保険料・住宅積立金・労務費等。（二）従業員の保健衛生・生活・住宅・交通等のために支給した各種手当と非貨幣性福利。即ち、企業が従業員に支給した外出先での医療費用、医療計画のない企業の従業員医療費用、従業員扶養直系親族への医療補助、冬季暖房手当、防暑降温費、生活困難補助金、救済費、従業員食堂経費補助、従業員交通費補助等。（三）その他の規定に基づき発生したその他従業員福利費。即ち、葬儀補助費・弔慰金・結婚費用・帰省旅費等。

